

●香川県告示第393号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成28年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第1条 香川県工事請負契約約款(平成9年香川県告示第256号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第44条 略</p> <p>第45条 略</p> <p>第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>前2条</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p>第46条の2 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p>(2) <u>受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事</u></p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第44条 略</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>第45条 略</p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。</u></p> <p>第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>第44条第1項及び前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p>

由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225条）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第44条第6号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（解除に伴う措置）

第48条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は第46条の2第2項の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は第46条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第46条第1項又は前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金の支払）

（解除に伴う措置）

第48条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときは発注者が定め、第46条第1項又は前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金の支払）

第49条 受注者は、第45条第1号から第4号までに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2～4 略

第49条 受注者は、第45条第1項第1号から第4号までに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2～4 略

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第2条 香川県土木設計業務等委託契約約款(平成11年香川県告示第258号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第42条 略</p> <p>第43条 略</p> <p>第44条 発注者は、業務が完成するまでの間は、<u>前2条</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p>第44条の2 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第42条 略</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>第43条 略</p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。</u></p> <p>第44条 発注者は、業務が完成するまでの間は、<u>第42条第1項及び前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p>

(1) 第42条又は第43条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第42条第6号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(解除に伴う措置)

第47条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第43条又は第44条の2第2項の規定による解除にあつては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条又は第44条の2第2項の規定による解除にあつては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該余剰額を発注

(解除に伴う措置)

第47条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあつては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返

者に返還しなければならない。

3・4 略

5 略

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第42条、第43条又は第44条の2第2項によるときは受注者が負担し、第44条第1項又は第45条第1項によるときは発注者が負担する。

(2) 略

6 略

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は第44条の2第2項によるときは発注者が定め、第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金の支払)

第48条 受注者は、第43条第1号から第4号までに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

還しなければならない。

3・4 略

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第42条第1項又は第43条第1項によるときは受注者が負担し、第44条第1項又は第45条第1項によるときは発注者が負担する。

(2) 略

6 略

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条第1項又は第43条第1項によるときは発注者が定め、第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金の支払)

第48条 受注者は、第43条第1項第1号から第4号までに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第3条 香川県建築設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受</u></p>

第42条 略

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 略

(契約が解除された場合等の違約金)

第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第41条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(第41条第1項第5号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

4 第1項第1号から第4号まで又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第42条 略

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第41条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 略

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第42条又は第43条の2第2項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条、第42条又は第43条の2第2項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 略

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条、第42条又は第43条の2第2項によるときは発注者が定め、第43条第1項又は第44条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金の支払)

第47条 受注者は、第42条第1号から第4号までに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 略

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項によるときは発注者が定め、第43条第1項又は第44条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金の支払)

第47条 受注者は、第42条第1項第1号から第4号までに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

附 則

- 1 この約款は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後のそれぞれの約款の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。